

水道工事標準仕様書

令和8年 4月

大田市水道課

水道工事標準仕様書

目 次

第1条 (適用範囲)	1
第2条 (施工計画書の提出)	1
第3条 (諸手続等)	1
第4条 (現場代理人)	2
第5条 (現場の管理)	2
第6条 (安全管理)	3
第7条 (地下埋設物等)	3
第8条 (写真管理)	4
第9条 (材料管理)	4
第10条 (資機材管理)	5
第11条 (配管及び据付)	5
第12条 (接合及び切断)	6
第13条 (付属品)	7
第14条 (給水管)	7
第15条 (連絡工事)	7
第16条 (掘削工)	8
第17条 (土留工)	8
第18条 (排水工)	9
第19条 (埋戻工)	9
第20条 (建設副産物)	9
第21条 (舗装復旧)	10
第22条 (コンクリート工)	10
第23条 (竣工検査)	10
第24条 (補償措置)	11
第25条 (交通誘導員の資格等)	11
第26条 (使用材料)	12

大田市水道工事標準仕様書

第1条（適用範囲）

1. 本仕様書は、大田市水道課（以下、発注者）が発注する水道工事に適用する。
2. 本仕様書に定めのない事項は「大田市水道工事施工管理基準」、「島根県公共工事共通仕様書」、「島根県土木工事施工管理基準」及び「日本水道協会水道工事標準仕様書」を準用する。
3. 特記仕様書の記載事項は、本仕様書に優先する。

第2条（施工計画書の提出）

受注者は、工事着工前に次の各号に掲げる事項を記入した施工計画書及び材料承諾願書をA4サイズ版で、発注者に提出しなければならない。ただし、簡易な工事で、監督員の承諾を得た場合については、省略することができる。

- (1) 工事概要（契約内容）
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表（施工体系図及び施工体制台帳）
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他（道路使用許可申請書及び同許可書の写、ガードマンの警備教育書等）

第3条（諸手続等）

1. 工事施工のために必要な関係行政機関等に対する諸手続きは、受注者において速やかに行うこと。
2. 「工事請負契約建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の規定に該当する工事は、その廃棄に係る事項を記載した書面を発注者へ提出し確認を受けること。記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更書面を作成し変更手続きを行うこと。また、工事完成時には、再資源化報告書を提出すること。

3. 受注者が関係行政機関等に、説明などを要するとき又は指示などを受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告して協議すること。

第4条（現場代理人）

1. 受注者は、現場代理人を現場に常駐させ、施工管理及び事務処理に当たらせること。また、常にその所在を明らかにすること。
2. 作業員の経験・能力などを勘案し、適切な現場組織を構成すること。
3. 事故や災害が発生した場合の、緊急の連絡体制を工事着手前に確立すること。
4. 設計図書及び道路使用許可など工事の施工に必要な書類は、常時携帯しておくこと。
5. 監督員より、報告事項及び工事関係書類の提出を求められたときは、速やかに行うこと。
6. 現場代理人は、工事日報を毎日作成し、監督員より提出を求められたときは速やかに行えるよう整理しておくこと。
7. 次の事項について綿密な事前調査を行い、現場状況を把握して工事を施工すること。また、必要に応じて写真を撮影し、監督員へ報告すること。
 - (1) 道路使用状況
 - (2) 地下埋設物
 - (3) 架空線、電柱及び付属設備
 - (4) 周辺構造物
 - (5) 排水状況
 - (6) 地盤条件
 - (7) その他必要な事項

第5条（現場の管理）

受注者は、現場代理人、監理技術者、主任技術者並びに下請負業者の主任技術者に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

名札の例

監理（主任）技術者	
写真 2 × 3 c m 程度	氏 名 ○○ ○○
	工 事 名
	工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会 社 名 ◇◇建設株式会社
	社印

- 注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
2. 社印は所属会社の社印とする。

第6条（安全管理）

1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）及び、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成17年3月31日）に基づき、必要な保安措置を講じて災害の防止に努めること。
2. 工事期間中、全作業員を対象に安全教育・研修訓練を行うこと。
3. 現場代理人及び作業員は、簡易な配管工事であってもヘルメットを着用すること。
4. 掘削現場、その他危険な場所には、保安要員を配置し、危険防止柵・仮設備・照明設備等を設け、第三者に危害を及ぼさないよう対策を講じること。
5. 万一、事故が発生した場合は、臨機の処置を施し、速やかに関係機関へ通報するとともに、監督員に報告して指示を受けること。
6. ガス漏れ等の異常を発見した場合は、応急処置を講じ、直ちに監督員・当該物件管理者・道路管理者・警察署及び住民等への連絡及び通報を行うこと。
7. 事故防止及び応急措置に要する費用は、原則として受注者の負担とする。

第7条（地下埋設物等）

1. 地下埋設物のある路線においては、各管理者の立会を求め、埋設物の種別・位置・深さを確認後、施工すること。
2. 試験掘の際には、埋設管・ケーブル等を完全に露出させ、位置、寸法及び種別の確認を行うこと。
3. 試験掘によって確認した地下埋設物の位置は、路面にマーキング表示するとともに作業員に周知徹底し、成果図及び写真による調査図を作成して、監督員に提出すること。

4. 近接施工となる工作物がある場合は、当該物件管理者、監督員の立会いを求め、移転・防護等の処置方法を決定すること。
5. 施工に際して損傷を与える恐れのあるものに対しては、必要に応じて当該物件管理者と協議の上防護措置を講じること。
6. 万一、工作物に損傷を与えたときは、受注者の責任において修復又は賠償の処置を行うこと。
7. 官民境界や民境界を表示する杭等は、保全を図ること。但しやむを得ず、移動させる場合は、受注者の責任で復元すること。

第8条 (写真管理)

1. 工事写真は、着工前、施工中及び完成後において必要箇所を撮影し、設計図書に照らして工事を適正に施工したことを立証できるものとする。
2. 完成後、外面から明視することができない工事箇所の施工にあつては、必要に応じて監督員の立会いを求め、寸法が確認できるように工事写真の撮影を行うこと。
3. 本管部分は、設計図書により指定する箇所（特に指定のない場合は、起点・終点及びその中間位置約30m間隔ごと）に、着工前状況・舗装版撤去工・掘削工（掘削状況・掘削幅及び深さ）・配管の埋設位置（基準となる構造物、境界等からの距離及び埋設深度）・埋戻工（購入土厚・転圧状況・埋設標識シート布設）・路盤工・仮復旧工・本復旧工等について、スタッフ・定規などを適宜用いて撮影すること。
4. 本管部分の異形管使用箇所、消火栓・空気弁等の弁類設置箇所及び給水管の布設箇所については、全ての箇所において使用材料等が確認できるように撮影すること。
5. 安全施設、安全標識及び保安要員等の配置状況を的確に撮影し、現場の安全管理状況を記録すること。
6. 設計変更が生じるとと思われる箇所等については、監督員と協議の上、適時撮影すること。

第9条 (材料管理)

1. 材料の運搬及び保管は受注者が行い、材料が損傷・破損した場合又は紛失した場合は、受注者の負担で新しい材料と取り替え又は補充しなければならない。
2. 材料は衝撃を与えないように取り扱い、キャップは据付時以外には取り外さないこと。
3. 材料は直射日光が当たらないようにシート類をかぶせて保護するとともに、荷崩れ等を起さないように措置すること。
4. 支給品を返納するときは、損傷の有無・数量等のチェックを行い、異常がある場合は監督員に申し出て措置すること。

5. 支給品の返納品は、管端のキャップを確認し、水洗いなど清掃した後に返納すること。
6. 工事現場から発生する支給品の切り管・撤去管その他の有価物は、監督員の指示により指定の場所に受注者の責任で運搬すること。
7. 受注者が購入する材料は、着手前に、材料承諾願書を提出し、監督員の検査を受け承諾を得ること。
8. 監督員が必要と認めたときは、試験証明書、又は見本等を提出すること。
9. 材料は監督員の検査に合格したもののみを使用すること。不合格品は速やかに現場外に搬出し、直ちに代品の検査を受けること。

第10条（資機材管理）

1. 受注者は工事着手に先立ち、施工に必要な現場事務所・仮置場等を設置し、受注者の責任において管理すること。
2. 工事のために必要な電力設備に要する費用及び使用料金は、受注者の負担とすること。
3. 工事中用機械器具は、本工事に適切なものを使用し、監督員が不相当と認めたものは速やかに取り替えること。
4. 掘削現場及び土砂置場は常に整理し、掘削土砂・機器・諸資材等が散乱して、現場付近の建物等に損傷又は、通行に支障を与えることがないようにすること。

第11条（配管及び据付）

1. 管渠布設の位置及び深さは設計図書に基づくものとする。但し、既存の地下埋設物等が障害になる場合は、必ず監督員の指示を受けること。
2. 施工のために必要な測量は受注者が行い、監督員の承諾を受けること。
3. 管渠は、掘削断面内の湧水を処理した後、内部を清掃し、中心線及び高さを確定して、移動しないように据え付けること。
4. 直管の継手個所で角度を取る曲げ配管は行わないこと。ただし、工事現場の状況から施工上の必要性が生じ、監督の指示を受けた場合に限り、製品の継手許容曲げ角度以内で施工することができる。
5. 管の布設は、原則として低所から高所に向けて行い、また、受け口のある管は受け口を高所に向けて配管すること。
6. 1日の布設作業完了後は、管内に土砂・汚水等が流入しないように、蓋・栓等により防護措置を講じること。
7. 露出配管については、必要に応じ保温材を施して凍結防止措置を講じること。
8. 既存の廃止管渠の撤去が困難な場合は、監督員の指示を受けて処理すること。

9. 監督員が必要と認めた場合は、受注者の負担によって常圧による通水試験又は水圧試験を行うこと。ただし、監督員より加圧の指示があった場合はこの限りではない。また、通水試験に係るバルブ操作は監督員または発注者の指定したものが行う。

第12条（接合及び切断）

1. 配管工は、日本水道協会の配管技能登録者または日本ダクタイトル管協会等の配管技能講習修了者とし、工事着手に先立ち登録証または修了書を提出し、監督員の承諾を得ること。なお、監督員が不相当と認めた時は、受注者に対しその理由を明示し、交代を指示することができる。
2. メカニカル継手は、管端挿し口の内外清掃後に滑材を塗布した後に、油、砂、その他異物を完全に除去した押輪及びゴムリングを挿着し、ゴムリングに滑材を塗布した後に管端受け口に挿入すること。
3. ボルトは、ラチェットレンチ、又はトルクレンチを使用し、均等に締め付けるが、最後はトルクレンチを使用しトルクの確認をして締め付けを終えること。
4. ボルトの締め付けトルクは、次によること。

適用呼び径	ボルト呼び径	締め付けトルク	
75mm	M 1 6	60N・m (6 kgf・m)	管継手
100 ~ 600mm	M 2 0	100 N・m (10 kgf・m)	
700 ~ 800mm	M 2 4	140 N・m (14 kgf・m)	
75 ~ 200mm	M 1 6	60 N・m (6 kgf・m)	R F型 フランジ継手
250 ~ 300mm	M 2 0	90 N・m (9 kgf・m)	
350 ~ 400mm	M 2 2	120 N・m (12 kgf・m)	
450 ~ 600mm	M 2 4	260 N・m (26 kgf・m)	

5. フランジ継手は、ガスケット（ゴムパッキン）を適正に設置し、各ボルトを均等の力で締め付けること。
6. 管接合終了後、埋め戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷個所には防錆塗料を塗布すること。
7. ダクタイトル管の接合に当たっては、指定する滑材を使用すること。ゴム輪に悪い影響を及ぼすもの、衛生上有害な成分を含むもの並びに中性洗剤やグリース等の油類は使用しないこと。
8. 管を切断する場合は、切断個所を正確に定め、マジックインキ等で全周にわたって稟線をいれ、管軸に対して直角に切断すること。
9. ダクタイトル管の切断は、カッター切りを原則とする。但し、やむを得ない場合は、監督員の指示を受けてガスバーナー切り等を行うことができる。
10. ダクタイトル管の切断面は、面取りを施し、指定する切管端面補修塗料を塗布し、30分以上乾燥固化させた後でなければ使用してはならない。

- 1 1. 塩ビ管の切断面は、ヤスリ等で平らに仕上げるとともに、内外周を糸面取りすること。
- 1 2. 異形管は、内面塗装保護のため切断して使用しないこと。
- 1 3. 接合に関しては、各管形ごとに水道工事標準仕様書の手順に従い施工するとともに、必要がある場合は、接合が正常に行われていることをチェックシートにより確認すること。

第13条（付属品）

1. K形管は配管が完了後、防食ナットを取り付けること。
2. SⅡ形管、S形管及びKF形管の配管接合は、ステンレスボルト及びステンレスナットを使用すること。防食ナットの使用は禁止する。
3. 管渠の表示テープは、管の上表面に貼り付けるとともに、管端は巻付けて固定すること。
4. 埋設標識シートは管渠の頂部から30 cm～60 cm上部の十分転圧した位置に、布設すること。
5. 仕切弁、空気弁及び消火栓の設置箇所には、弁室等を設けること。
6. 弁室等に使用するブロックは、鋳鉄製とする。
7. 弁室等の鉄蓋部分には、口径・方向を表示する明示キャップをはめ込むこと。
8. 明示キャップの方向は、交差点の中心から外側を見る方向とすること。
9. 鋳鉄管外面防食のために使用するポリエチレンスリーブは、日本ダクタイトル鋳鉄管協会の認定品または同等品を用い、施工は同協会発行の「ダクタイトル管用ポリエチレンスリーブ施工要領書」の手順のとおり確実に施工すること。

第14条（給水管）

1. 配水管布設工事に際しては、給水管の切替工事を行う。
2. 公道内の給水管の口径は原則として20 mm以上とし、敷地境界部では敷地内口径に合わせて接続すること。
3. 配水管から給水管への分岐は、サドル分水栓を使用すること。又、異形管からの分岐は行わないこと。
4. 分岐のための穿孔間隔は30 cm以上開け、分岐箇所は最後にシートで包み腐食防護すること。

第15条（連絡工事）

1. 連絡工事の際には、断水・洗浄・通水作業を順次行うため、受注者は監督員の指示に従って施工すること。
2. 断水を伴う工事は、利用者に対して事前に通報して日時を限定し実施する必要がある。

あることから、受注者は所定の範囲内に工事が完了できるよう監督員と協議の上、万全の対応を図ること。

3. 既設管との連絡は、管内に汚泥の他、木片・作業用の器具等の置き忘れのないようしっかり清掃を行なった後に、監督員立会で管を点検し、支障のないことを確認した上で連絡工事を行うこと。
4. 連絡工事終了後は、各戸の通水を確認し、万一、不通水が判明した場合は、監督員の指示に従い、責任をもって通水させること。
5. 監督員が必要と認めた場合は、その指示に従い施工時間の変更又は夜間施工をすること。
6. 夜間施工は、十分な照明設備と保安処置を施し、事故防止に完全を期すこと。
7. 受注者は夜間施工の場合にあつては付近住民に協力を依頼するとともに、管切断にあつては著しい騒音の発生を防止すること。

第16条（掘削工）

1. 掘削は、土留工、排水工、覆工、その他必要な準備を整えた後に実施すること。
2. 舗装道路での掘削は、舗装構造に適応した舗装カッターを使用し、舗装版の周囲は矩形に、切断面は垂直に切り取ること。
3. 掘削は、所定の幅及び深さで行い、不陸及び余掘りのないようにすること。
4. 道路を横断して掘削する場合は、通行が確保できる措置を講じた後、他方の掘削にかかること。
5. 床付け及び接合部の掘削は、配管及び接合作業が完全にできるよう予定の形状に仕上げること。
6. 湧水のある個所の掘削については、土留、排水等適切に行うこと。
7. やむを得ず掘置きする場合は、監督員の承諾を受け、危険防止柵・警戒灯・白色照明灯・赤色点滅灯及び道路標識を完備すること。
8. 必要以上の掘削を行ったために生じた工事費（復旧費用分を含む）は、正当な理由がない限り、受注者の負担とする。

第17条（土留工）

1. 土留工は、設計図書に基づき、土質・掘削深等に応じて、地山の崩壊が生じないように堅固に施工すること。
2. 土留工の不完全、又は未施工による事故については、受注者が賠償その他一切の責任を負うこと。
3. 土留工の撤去が困難になった場合は監督員の指示に従うこと。
4. 土留工は、隣接地盤にゆるみが生じないように埋め戻しを完了した後に撤去すること。

第18条（排水工）

1. 湧水箇所又は既設管との連絡箇所においては水替えを行い、管内に濁水が侵入しないように施工すること。
2. 湧水及び濁水の排除先に注意し、排水施設に損傷を与えずに排水すること。
3. 排水先の水路等施設に流出する土砂の撤去を心がけ、必要に応じて掛樋及び砂溜等を設け、土砂の流出を防止すること。
4. 水路横断工事等のため水路その他の流水を締め切るときは、溢水が生じないような通水能力を持った掛樋等を架設し、締め切りの影響が出ないようにすること。

第19条（埋戻工）

1. 埋戻土は、設計図書に従って再生切込砕石、又は良質な発生土、砕砂を使用すること。
2. 発生土による埋戻しは、雑物が混入しないように注意し、転石・ごみ等を接触させて管を損傷すること等のないようにすること。また、発生土が埋戻しに適しないと見込まれる場合は根拠となる資料をもって監督員と協議すること。ただし、現場で監督員が立会し、発生土が埋戻しに適さないと判断した場合はこの限りではない。
3. 埋め戻しは、他の構造物の周囲に空隙を生じさせないようにすること。
4. 管の両側は、片締めにならないよう20 cmごとに敷き均し、適切な転圧機械器具を用いて原地盤と同等以上の密度となるように十分に突き固めること。
5. 掘削断面内に埋設物がある場合は、必要な防護工を施し、埋設物付近の埋戻土が将来沈下しないように措置すること。

第20条（建設副産物）

1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。
3. 受注者は、島根県建設副産物処理要領（島根県総務部長・農林水産部長・土木部長通知、令和6年4月一部改定）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員

に提出しなければならない。

5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
6. 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」および「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
7. 受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8. 建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

第21条（舗装復旧）

1. 道路使用許可等の条件を遵守し、路面の仮復旧は、道路掘削当日に復旧工事を行うこと。
2. やむを得ない理由によって当日の復旧工事が困難な場合は、監督員の承諾を得て、通行するものに危害が生じないように路面状態を保ち、注意表示板及び照明等を設置すること。
3. 受注者は本復旧施工までに、路面沈下その他不良箇所が生じたときは監督員に報告すること。監督員から指示があった場合は、直ちに材料を補填などし、通行の安全に支障のないようにすること。
4. 舗装工事施工中に弁室等を動かさないよう対処すること。又弁室等にガラ等を投入しないこと。

第22条（コンクリート工）

1. 生コンクリートは、JIS指定工場のコンクリートを使用すること。
2. 生コンクリートは、監督員の型枠組立状況・鉄筋配筋状況の検査を受けて、合格した後に打設すること。

第23条（竣工検査）

1. 受注者は、工事完了後速やかに次の書類をA4サイズ版に整理して提出すること。
 - (1) 竣工届
 - (2) 請求書

- (3) 竣工図（完工図、舗装出来高図）
 - (4) 各種伝票類（納品書・残土・建設廃材・土砂等購入伝票・その他）
 - (5) 各種試験成績表（必要に応じ写真添付）
 - (6) 工事写真（着工前・竣工後を対照、箇所別に工程ごとの写真）
 - (7) 工事日報（使用材料・作業人員・出来高・配管状況・平面図概略位置図）
 - (8) ガードマン日報（交通整理員を積み上げ計算の場合）
 - (9) 各事業者との協議記録簿（立会記録及び試掘等は写真添付）
 - (10) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）
 - (11) 再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書
 - (12) 再資源化報告書
 - (13) その他（監督員が指示したもの）
2. 受注者は、工事竣工後に検査員立会いの上、竣工検査を受けること。
3. 竣工検査は次の事項について行い、不良箇所が発見された場合は、再施工又は手直しを命ずる。
- (1) 起終点及び施工延長
 - (2) 支給品及び工事事用資材の使用状況
 - (3) 土工事の施工状況
 - (4) 各種弁類等附属設備の施工状態
 - (5) 舗装工の構造・面積・仕上がり状態
 - (6) 現場の後片付け及び清掃状態
 - (7) その他設計図書に定めた事項

第24条（補償措置）

- 1. 道路復旧後、相当期間経過した後でも復旧箇所の沈下・破損等が甚だしい場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担でこれを補修すること。
- 2. 工事の施工不良に起因して付近の地盤が沈下し、道路・建物等に損傷を与えたときは、工事竣工後であってもその補償は受注者の負担で行うこととする。

第25条（交通誘導員の資格等）

- 1. 交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置すること。但し、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することができる。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	・公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。

<p>交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。 ・警備業法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上である者。
---------------------------------	--

2. 受注者は、交通整理員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。

3. 受注者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・指定講習修了証明書（写し）
- ・警備業法施行規則 第26条第2項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

第26条（使用材料）

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を規定された物を除き、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JPDA）、配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格（PTC）、日本農林規格（IAS）、島根県公共工事共通仕様書等に適合した同等以上のものとする。